

令和4年度
(2022年度)

福祉事務所の取り組み実績

＜所長の方針・考え方＞

- ① 福祉サービスを必要とする方や、必要であると判断される方に対して、あらゆる角度からもれなく個別に最適な支援をするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方の自立支援の強化に取り組みます。
- ② 障害の有無に関わらず、また、世代を超えて誰もが健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、複雑化・複合化する生活課題を抱える人への支援体制を構築し、支援施策の充実や環境整備に取り組みます。

重点的な取り組み：コロナ禍における生活困窮者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、休業や失業等、様々な困難に直面した方が増加する中、生活困窮者自立支援制度等を通じて生活困窮者の自立支援に取り組みます。また、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の全ての対象者へ給付が行えるよう、対象者である可能性が高い方には、各種機会を捉えて個別通知を行う等、周知を図ります。加えて、収入が減少したことで、生活や住まいに不安を抱える方の相談件数は増加しており、その内容も多様化するなど、長期にわたる支援が求められているため、今後も関係機関及び庁内部局間の連携を強化しながら、生活に困窮する方への切れ目のない支援に努めます。

| | |
|----|--|
| 実績 | <ol style="list-style-type: none">① 生活困窮関係相談件数 <2,831件>② 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給件数 <51,634件> 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金支給件数 <9,379件>③ 令和4年度 住居確保給付金申請件数 <105件> |
| 説明 | <ol style="list-style-type: none">① コロナ禍における生活困窮者からの相談に対し、関係機関と連携し、継続的・寄り添い型の対応を通じて、自立に向けた包括的な支援に取り組みました。② コロナ禍が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から住民税非課税世帯等及び住民税均等割のみ課税世帯に対し給付金の支給を実施しました。③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、住居確保給付金の支給要件の緩和と支給期間の延長が継続されており、それに伴う支給件数の増加に対応しました。 |

重点的な取り組み：手話に対する理解及び普及活動の推進

令和3年3月に制定した「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」の理念を踏まえるとともに、新しい生活様式に対応するため、スマートフォンやタブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスの利用促進に取り組みます。また、幅広い世代の方が手話による意思の疎通と相互理解を深めることができるよう、市公式動画サイトに、手話に関する動画を掲載し普及活動に努

めます。

| | |
|-----------|---|
| 実績 | <ul style="list-style-type: none">① 遠隔手話通訳サービスについて、708 件の利用がありました。② 国連が定めた 9 月 23 日の「手話言語の国際デー」に先立ち、市長メッセージ動画を作成し、枚方市公式 YouTube へ公開し、当日にはヒラリヨンのブルーライトアップを実施しました。③ 令和 5 年 2 月 11 日にひらかたパークにて開催された「子どもすまいるプロジェクト」「スポーツチャレンジフェスタ」において手話体験コーナーを実施しました。 |
| 説明 | <ul style="list-style-type: none">① 遠隔手話通訳サービスの制度周知のための DVD を作成、配布するなど、利用促進に向けた取り組みを行いました。今後も利用促進に向け、周知啓発に努めます。② 国連が定めた 9 月 23 日の「手話言語の国際デー」に合わせ、シンボルカラーのブルーライトアップを行う全国的な取り組みに参加し、市長の手話も交えたメッセージ動画の公開と併せて、気運醸成に努めました。③ 障害者スポーツに関するイベントの中で、クイズ形式の手話コーナーを実施することにより、手話の周知、啓発について、より高い効果が得られました。今後も機会をとらえ、手話の周知啓発に努めます。 |

重点的な取り組み： グループホームへの支援

障害のある人の地域での生活拠点として、グループホームは重要な役割を担っています。重度の障害者であっても適切な支援を受け、地域で住み続けることができるよう支援策を検討していきます。

| | |
|-----------|---|
| 実績 | <ul style="list-style-type: none">① 重度障害者の受け入れに係る事業者のマンパワー不足の解消に向けた取り組みを検討しました。② 重度障害者の受け入れ促進につながるよう、現行の補助制度の見直しを行いました。 |
| 説明 | <ul style="list-style-type: none">① 従来実施していた世話人養成研修に加え、無料職業紹介事業を開設、就労に結び付いた方への補助金の拡充を行いました。令和 5 年度の実施により、事業所のマンパワー不足の解消を図ります。② 枚方市グループホーム新規開設等整備補助金について、重度障害者の受け入れにかかるバリアフリー工事、スプリンクラーの設置などを対象としたうえで補助額を引き上げる見直しを行いました。また、枚方市グループホーム運営費補助金について、一定以上、重度障害者の受け入れを行っている事業者のみを対象とし、補助額を引き上げる見直しを行いました。令和 5 年度の実施により、重度障害者の受け入れ促進を図ります。 |

重点的な取り組み：医療的ケア児及びその家族に対する支援

令和3年度から実施している「医療的ケア児等通所支援事業」を通じて、医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化を図ってきたところです。令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、医療的ケア児及びその家族に対する更なる支援について検討を進めます。

| | |
|----|--|
| 実績 | ① 医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化策として「医療的ケア児等通所支援事業」を実施、3事業所に対して6,162,800円を助成。 |
| 説明 | ① 医療的ケア児等が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は限られているため、通所先の確保、支援の強化策として、令和4年度から、新たに看護師を配置し、市内在住の医療的ケア児等を受け入れる市内の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に対して、看護師のPersonnel費（日額上限8,680円）について助成を行う「医療的ケア児等通所支援事業」を実施、3事業所に対して6,162,800円を助成し、30名の医療的ケア児の受け入れにつながったところです。 令和5年度においても、法の趣旨を踏まえ、引き続き医療的ケア児等及びその家族に対する更なる支援について検討を進めます。 |

重点的な取り組み：遺留金の処理

親族等の身寄りがない方の葬祭を市が行った場合で、葬祭費用等に充当した後もさらに残った遺留金については、令和2年12月の生活保護法改正により、法務局に供託する方法（弁済供託制度）の活用が可能となったことから、現在保管している遺留金及び今後発生する遺留金については、法務局等と協議を行い、適切な処理に取り組みます。

| | |
|----|--|
| 実績 | ① 法務局への弁済供託実績 <16件>（下記の14件を含む） ② 長期保管中の遺留金処理 <22件>（うち弁済供託14件） |
| 説明 | ① 相続財産管理人選任申立てをするには少額で、必要な予納金を確保できない場合も、弁済供託制度の活用により、適切に処理できることとなりました。 ② 弁済供託制度の活用により、対応に苦慮していた長期保管中の遺留金を全件処理できました。 |

重点的な取り組み：生活保護制度の適正運用

新型コロナウイルス感染症による影響により、生活保護の申請が増加しています。今後も生活

困窮者の増加が想定されるため、支援関係機関と相互に連携を図り、生活保護が必要な方については、適切な支援を行っていきます。

| | |
|-----------|--|
| 実績 | ① 生活保護相談延べ件数 <2,089 件> (内 96 件自立相談支援機関から紹介) (内 51 件自立相談支援機関へ紹介) ② 生活保護申請受理件数 <833 件> ③ 生活保護開始世帯数 <755 件> ④ 生活保護廃止世帯数 <647 件> |
| 説明 | ① 様々な困難を抱えた相談者へ生活保護制度の説明、活用できる支援の助言、関係機関へ紹介をしています。 ② 相談者の生活保護申請の意思により、申請受理を行っています。 ③ 相談、面接、訪問、調査等を行い要否判定し開始決定しています。 ④ 様々な困難を抱えた保護受給者が、課題を解決して自立しています。 |